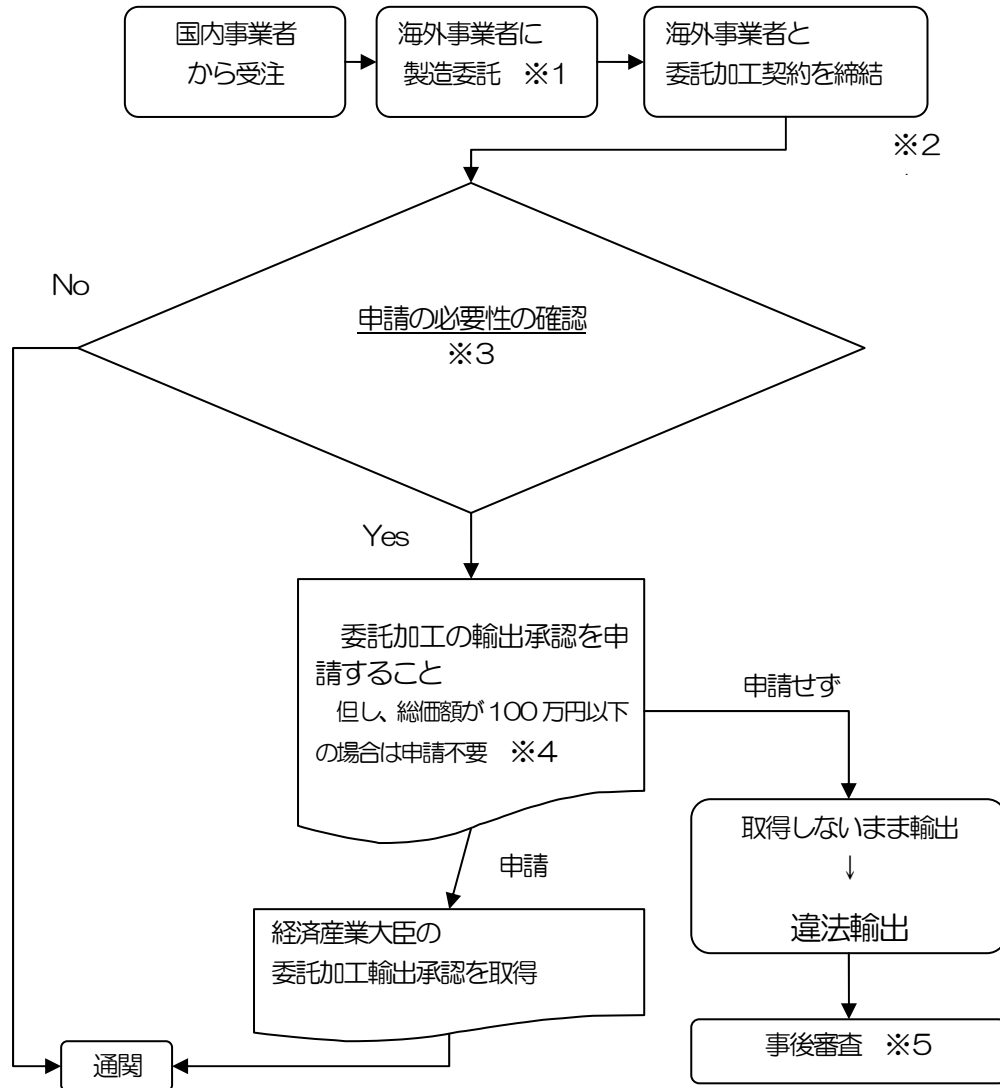


## 委託加工貿易契約について



### ※1 委託加工貿易契約とは

- 外国にある者に外国での加工を委託し、かつ、加工後の製品を本邦に輸入する契約に基づき原材料を輸出するもの

### ※2 委託加工契約の成立

- 輸出する原材料の数量・金額、輸入する数量・金額、加工賃等の取引内容が確定し、委託者、受託者双方の意志が確認された時点で契約が成立したとみなします。

### ※3 申請の対象となる(1)委託加工行為、(2)加工原材料

- (1) 革、毛皮、皮革製品(毛皮製品を含む。)及びこれらの半製品の製造
- (2) 皮革(原毛皮及び毛皮を含む。)及び皮革製品の半製品
- (注) 委託加工貿易契約に係る加工であっても、(1)に該当しない行為に使用される加工原材料は対象外となります。
- (注) 実行関税率表の第8部「皮革及び毛皮並びにこれらの製品等」とは、一致しません。第8部以外の製品であっても、皮革が用いられていれば、規制の対象となります。(例:革張りのソファー等)

### ※4 総価額について

- 総価額とは、「委託加工貿易契約」に基づき、輸出する加工原材料の総額です(皮革だけでなく、部材(皮革製品の半製品)の価格も含まれます。)
- 同一の契約のなかに、申請の対象となる委託加工行為以外に使用される加工原材料が含まれている場合は、その分は、輸出数量及び輸出の総価額から除いてください。
- 輸出価格について、その輸出が有償であるか無償であるかは問いません。

### ※5 承認のない輸出について

- 無承認のまま輸出した事実が発覚した場合は、輸出貿易管理令第7条等に基づき、法令の規定に従っているか否かを審査します。
- 審査の結果によっては、行政制裁等もあり得ます。(事後審査 HP はこちら)